

対象事業者

- ・県内に事務所または事業者を有し、県内で補助事業を実施する中小企業等であること。
- ・常時使用する従業員を1名以上雇用し、常時使用する従業員の平均賃金を令和7年12月支給賃金と比べて、令和8年1月1日から補助事業完了までに、3.5%以上増加させること。

対象事業

① 生産性向上

(高効率装置への更新による業務能率向上、DXによる生産・業務の効率化、省人化等)

② 新事業展開

(新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ、事業転換・業種転換・業態転換等)

③ 人材育成

(従業員のリスキリングに資する教育訓練等の受講等)

※複数の事業を組み合わせる実施も可。ただし、申請は1事業者1回限り。一次募集で不採択となった場合、不採択の理由を解消した上で、二次募集に申請いただくことは可能。

補助率等

区 分	賃上げ率算定対象の従業員1～5名※	賃上げ率算定対象の従業員6～20名※	賃上げ率算定対象の従業員21名以上※
補助上限額	50万円	200万円	500万円
補助下限額	15万円		
補 助 率	2/3	1/2	

※補助上限額の判断は、交付申請時点における、「常時使用する従業員」で、県内の事業所に賃上げ前および賃上げ後の両期間に在籍する全従業員の人数で判断します。

補助対象経費 (概要)

経 費	項 目	経 費	項 目
機械装置等経費	●購入費 ●改装工事費 ●製作費 ●設備処分費 ●改良費 ●郵送・運搬費 ●委託費	技術導入費	●産業財産権ライセンス契約費 ●委託費
		産業財産権出願関連経費	●弁理士等費用 ●産業財産権出願関係書類翻訳費
システム・ソフトウェア費	●購入費 ●構築費 ●改良費 ●委託費	販売促進費	●ECサイト構築費 ●広告費 ●展示会出展費 ●セミナー等開催費 ●市場調査費 ●郵送・運搬費
開発・試作費	●設計・デザイン費 ●調査研究費 ●原材料費 ●郵送・運搬費 ●委託費	研修費	●セミナー等受講料 ●教育機関における入学科・授業料 ●会場・備品借り上げ費
		専門家経費	●謝金 ●旅費

※交付の対象となるのは、事業の実施に直接必要な経費であって、事務局長が適当と認めるものに限ります。

※交付決定日以降に発注、納入等が行われ、補助事業期間内に支払い(クレジットカードによる支払いの場合、引き落としまで)が完了する経費を対象とします。

※経費書類については、1件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払いに至るまでの確認書類が必要であり、実績報告時に提出が必要です。

※発注(委託)先の選定にあたっては、1件の発注(委託)ごとに、見積もり徴収を行ってください。

※1件10万円(税抜)以上の支払いについては、現金払いは認められません。

お問合せ先

滋賀県未来投資総合補助金事務局

コールセンター: 0570-001-178 [受付時間] 9:30～17:30 (土・日・祝日および年末年始は除く)

メールアドレス: shigamiraitoshi2026@or.kntct.com

▼専用HPはこちら



事業詳細は専用HPより

ご確認ください。

https://www.knt.co.jp/ec/shiga-miraitoshi_2026/